

○東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱

平成22年11月10日

決裁

改正 平成24年3月30日決裁

平成25年5月31日決裁

平成29年3月22日決裁

平成31年1月30日決裁

令和3年1月28日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域包括支援センターを中心として、地域住民、事業所等との連携による高齢者等の見守りのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築を図り、在宅の高齢者等の見守り等を行う東松山市あんしん見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、虐待等を早期に発見し、及び消費者被害を未然に防止することより、住みなれた地域で安心した生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センター 東松山市内の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (2) 協力員 事業の趣旨に賛同し、市に登録をした者をいう。
- (3) 協力事業所 事業の趣旨に賛同する販売店、企業等で、市に登録した事業所をいう。
- (4) 協力機関 行政機関、社会福祉法人、医療機関、警察、介護保険施設等で、市と協定を結んだ機関をいう。
- (5) 全体会 別表に定めるものの中から市長が必要と認める者で構成し、事業の重要事項について協議し、対応を決定する会議をいう。

(6) 幹事会 市内の地域包括支援センターの代表で構成し、全体会への付議等、事業の内容について調整する会議をいう。

(7) 分科会 全体会又は幹事会において、調査・研究が必要とされた事項について調査・研究を行う会議をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、東松山市とする。ただし、ネットワークの運営の一部を社会福祉法人等へ委託することができる。

(見守り対象者等)

第4条 見守り対象者は、東松山市在住のおおむね65歳以上の援護を必要としている高齢者及び援護が必要となるおそれのある高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）とする。

2 前項の見守り対象者のうち、利用者登録を希望する者は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録申請書（様式第1号）により利用者登録の申請を行うものとする。

(利用者登録の通知等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、登録の適否を審査し、登録が必要と認められる場合は東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した利用者で、徘徊の可能性があると認められるものに対し、利用者登録番号を記載した見守りステッカーを交付するものとする。

(利用者登録事項の変更)

第6条 前条第1項に規定する通知を受けた者又はその家族は、登録事項に変更があったときは東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録事項変更届（様式第3号）により、変更内容を届け出なければならない。

(協力員の役割)

第7条 協力員は、高齢者等の生活を見守り、異変を発見した際は地域包括支援センターに連絡するものとする。ただし、緊急時に当たっては警察、消防

等へ通報するものとする。

- 2 地域包括支援センターから依頼があった場合は、連携して訪問等の見守り活動を行うものとする。
- 3 協力員は、前2項に規定する見守り等の活動を行うときは、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員証（様式第4号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 協力員は見守り等の活動で知り得た個人情報については、むやみに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（協力員への登録）

第8条 協力員として登録し、活動しようとする者は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに名簿に登録し、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録通知書（様式第6号）を当該申請者に通知するものとする。

（協力員登録事項の変更）

第9条 協力員又はその家族は、登録事項に変更があったときは、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録事項変更届（様式第7号）により、変更内容を届け出なければならない。

（協力事業所の役割）

第10条 協力事業所がふだん行っている業務、活動等を通じて関わりのある高齢者等を見守り、異変を発見した際は、地域包括支援センターに連絡するものとする。ただし、緊急時に当たっては警察、消防等へ通報するものとする。

（協力事業所への登録）

第11条 協力事業所として登録しようとする事業所は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに名簿に登録し、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録通知書（様式第9号）を当該申請者に通知するものとする。

（協力事業所登録事項の変更）

第12条 協力事業所は、登録事項に変更があったときは、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録事項変更届（様式第10号）により、変更内容を届け出なければならない。

（協力機関の役割）

第13条 協力機関は、協力員、協力事業所等からの連絡を受け、地域包括支援センターが高齢者等の支援を行うに当たり、必要な協力を行うものとする。

（地域包括支援センターの役割）

第14条 地域包括支援センターは、市や協力機関等と連携しネットワークを円滑に運用し、見守り等の活動を支援する。

（市の役割）

第15条 市は、事業の実施について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要援護高齢者等の登録
- (2) 協力員の登録及び研修の実施
- (3) 協力事業所の登録及び事業所名等の公表
- (4) 協力機関との協定の締結及び情報提供
- (5) ネットワークの普及啓発活動
- (6) 連絡会議の開催
- (7) 幹事会及び分科会の事務局
- (8) その他ネットワークに関する必要な業務

（消費者安全確保地域協議会）

第16条 ネットワークは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）としての機能を兼ねるものとする。

（庶務）

第17条 ネットワークの庶務は、高齢者福祉を所管する課において処理する。
2 前項の規定にかかわらず、協議会の庶務は、東松山市消費生活センターを所管する課において処理する。

(個人情報の取扱い)

第18条 市長は、取得した個人情報の取扱いについては、東松山市個人情報保護条例（平成17年東松山市条例第3号）の規定に基づき、適正に取り扱うとともに、同条例第13条第2項の規定に基づき、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、当該情報を第三者に提供できるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成24年3月30日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日決裁）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日決裁）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域包括支援センター

医療機関

居宅介護支援事業所

通所系事業所

入所施設系事業所

権利擁護機関

自治会関係者

民生・児童委員

学識経験者

老人クラブ

介護者

登録番号

様式第1号（第4条関係）

東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録申請書

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(利用者との関係)

東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者として登録することを申請します。

※利用者本人の状況

基本情報	氏 名					
	住 所					
	生年月日		電話番号			
	家族状況	独居 ・ 同居 ()				
緊急 連絡先	氏名	住所	電話番号	続柄	鍵	
					有・無	
					有・無	
身体的	身 長	c mくらい	体 重	k gくらい		
	めがね	あり ・ なし	ひ げ	あり ・ なし		
	頭 髪		名 前	言える ・ 言えない		
	く せ					
特 徴	そ の 他	認知症 要介護度 () 手帳 (身体・知的・精神 級) 担当ケアマネージャー ()				
	見守りを希望 する内容	希望するものに○をつけてください。 1. 徘徊 2. 虐待 3. 孤立死 4. 消費者被害				
備考						

注) 最近の写真を添付してください。

上記の情報を、必要時に関係機関等に情報提供することに同意します。

年 月 日 同意者 (利用者との関係 :)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

東松山市長

東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録通知書

年 月 日付で提出のあった東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録申請について、下記のとおり登録したので通知します。

記

- 1 利用対象者 _____
- 2 登録番号 _____
- 3 その他
 - ・登録申請書の内容は協力員等に提供するなど、見守り活動を行うのに必要な場合以外に使用いたしません。
 - ・近隣にお住まいの協力員が訪問をすることがあります。
 - ・内容に変更がある場合は、同封した「東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録事項変更届（様式第3号）」を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業利用者登録事項変更届

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(利用者との関係)

東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 利用者氏名 _____ (生年月日: 年 月 日)

2 変更内容 (該当する□にチェックしてください。)

利用者登録申請書の内容（基本情報のみ）に変更があった。

(変更内容を記載してください。)

利用者登録を辞退する。

(辞退理由を記載してください。)

様式第4号（第7条関係）

表面

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員証

下記の者は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員として登録していることを証する。

登録番号

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日

東松山市長 印

裏面

注意事項

- 1 普段の生活の中で、高齢者等に異常を発見した場合は近くの地域包括支援センターに連絡すること。ただし、緊急時に当たっては警察や消防等へ連絡すること。
- 2 見守り対象者を訪問する際には、この証を携帯し、請求があった際にはこれを提示すること。
- 3 協力員は本活動で知り得た個人情報について、むやみに他人に漏らさないこと。協力員をやめてからも同様とする。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録申請書

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(登録者との関係)

私は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱に規定する協力員として、下記の内容について名簿に登載されることを希望します。

また、この事業に協力するに当たり、同要綱、関係法令等の規定を遵守します。

記

氏 名			
住 所			
生年月日		電話番号	

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録通知書

あなたは、東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第8条第2項の規定により東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員として下記のとおり登録されましたので通知します。

今後は、地域で暮らす高齢者等の安否確認等を、無理のない範囲で行ってください。また、この事業に協力するに当たり、同要綱、関係法令等の規定を遵守してください。

なお、登録申請の内容は当事業の関係機関等のみに提供し、必要な場合以外に使用いたしません。

記

- 1 氏 名
- 2 登録番号
- 3 生年月日 年 月 日生

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力員登録事項変更届

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(登録者との関係)

東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容 (該当する□にチェックしてください。)

協力員登録申請書の内容に変更があった。

(変更内容を記載してください。)

協力員としての活動を辞退する。

(辞退理由を記載してください。)

協力員氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録申請書

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

私は、東松山市あんしん見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、事業に協力するため、東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱に規定する協力事業所として申し込みます。

また、この事業に協力するに当たり、同要綱、関係法令等の規定を遵守します。

記

事業所名又は 団体名	
代表者名	
住所又は所在地	
電話番号	

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録通知書

様

東松山市長

印

年 月 日付で申請のあった件について、東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第11条第2項の規定により協力事業所として登録をいたしましたので通知します。

業務中に高齢者等の異変を発見した場合は、地域包括支援センター等へ連絡をお願いいたします。

高齢者等が地域であんしんして暮らせるように、見守り活動にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月 日

東松山市あんしん見守りネットワーク事業協力事業所登録事項変更届

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

東松山市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容 (該当する□にチェックしてください。)

協力事業所登録申請書の内容に変更があった。

(変更内容を記載してください。)

協力事業所としての活動を辞退する。

(辞退理由を記載してください。)

協力事業所名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____